

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）（06-6208-9437）
処分の名称	分納清算金の繰上徴収
概要	清算金の分納を許可された方が、分納している清算徴収金に係る宅地についての所有権、または所有権以外の権利（借地権等）を、第三者に譲渡した時や分納している清算徴収金を滞納した時には、分納している清算金について繰り上げ徴収を行う事があります。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第110条第2項 土地区画整理法施行令第61条第3項 大阪都市計画事業東淀川東部第1地区土地区画整理事業施行規程第23条第7項 第8項 （昭和55年11月27日 条例第49号） （大阪市例規URL） https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
処分基準	次の場合には、分納清算金の繰上徴収を行うことがある。 1 清算金の分納を許可された者が、分納している清算徴収金に係る宅地についての所有権 または所有権以外の権利（借地権等）を、第三者に譲渡したとき 2 清算金の分納を許可された者が、分納している清算徴収金を滞納したとき
ホームページ	
備考	